

錦江町農業委員会 9 月定例総会会議録

○ 開催日時 令和 3 年 9 月 2 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分から

○ 開催場所 本庁 2 階会議室

○ 委員（農業委員 14 人、農地利用最適化推進委員 8 人）

会長	1 番	宿利原 勝吉
会長代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	徳永 哲朗
委員	4 番	毛下 利美
委員	5 番	鳥越 秀一
委員	6 番	元丸 敏朗
委員	7 番	寺田 郁哉
委員	8 番	貫見 和洋
委員	9 番	内菌 雄治
委員	1 0 番	鍋 康博
委員	1 1 番	本釜 好子
委員	1 2 番	宿利原 進
委員	1 3 番	安水 純一
委員	1 4 番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 徳永委員

農地利用最適化推進委員 弓指推進委員

○事務局職員 事務局長 落司 毅 書記 折久木まり子・山下 友幸

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

2番 鈴委員

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について 2番 鈴委員・4番 毛下委員

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第19号

農地法第3条許可申請について

議案第20号

農地法第5条許可申請について

○事務局長	時間になったようでございます。ただいまから令和3年9月の総会を始めたいと思います。そのまま姿勢を正してください。一同 礼。では、憲章朗読を、2番の鈴委員、よろしくお願いいたします。
○鈴委員	憲章朗読
○事務局長	ありがとうございました。次に会長挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。朝晩も涼しくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続いております。皆様方も体調管理には十分気を付けて委員活動をよろしくお願いいたします。本日は、先ほども説明がありましたとおり2名の方が欠席しておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定による総会は成立していることをお知らせします。それでは錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番鈴委員と4番毛下委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。次に「会務報告について」を議題とします。事務局の報告をお願いいたします。
○事務局長	はい。それでは1ページをごらんいただきたいと思います。 今回の会務報告です。9月7日、9月議会初日でございました。続いて8日、議会一般質問が行われ、10日は決算審査でございました。21日は5条申請に係る現地調査、そして本日ですけれども、農業委員会9月定例総会ということでございます。会務報告は以上です。
○会長	ただいまの会務報告について質問等はありませんか。
○委員	無し
○会長	無いようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第19号「農地法第3条許可申請について」を議題としますので事務局の説明をお願いします。
○事務局長	はい。それでは、3ページをごらんいただきたいと思います。3条の許可申請ですが、受付番号6番、譲渡人が〇〇さん、笹原自治会の方でございます。申請に係る土地が馬場字深山ヶ崎4178-2、地目は台帳、現況とともに畑で、地積は1,643㎡です。譲受人は〇〇さん、笹原自治会の方でございます。説明は以上です。
○会長	次に鈴委員の報告をお願いいたします。
○鈴委員	今回の件は、〇〇さんがブローラー経営をされており、伝染病が流行した際の埋却地の確保として相談があったところ。農地集団のはずれにある場所であり、また〇〇さんの鶏舎に隣接する場所でもあることから〇〇さん側からすれば理想的な場所であるということです。価格は反当〇〇円です。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鍋委員	少々価格が高くないですか。
○鈴委員	買い手の要望が強く、高くても買いたいということで、この価格で収まった

	ようでございます。
○鍋委員	埋めることになったら他の農地に影響はありませんか。
○鈴委員	周りに農地はないので影響はないと思います。
○会長	他にありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め採決をいたします。お諮りします。議案第 19 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし
	異議なしと認めます。したがいまして、議案第 19 号については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第 20 号「農地法第 5 条許可申請について」を審議いたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局長	資料の 5 ページをご覧くださいと思います。申請人は〇〇と、〇〇さん、塩屋自治会の方でございます。申請に係る土地は神川字不動迫平 1880、地目は台帳・現況ともに畑で、地籍が 1,910 m ² となっております。転用の理由といたしましては、太陽光発電事業拡大のための発電設備を設置するということです。説明は以上です。
○会長	次に、本釜委員の報告をお願いします
○本釜委員	申請のあった場所は運動公園の北東側にあります。農用地区域外の 2 種農地であり、また現地調査の時点で、B 判定とすべき農地でもあることから、所有権移転による転用については問題ないものと思います。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが質疑はありませんか。
○内菌委員	隣接地も畑だったと思いますがそこは違うのですか。
○事務局長	相続未登記の農地であり、契約が難しい土地であるようです。
○会長	他にありませんか。
○委員	無し
○会長	質疑なしと認め、採決いたします。お諮りします。議案第 20 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	異議なし
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 20 号については原案のとおり決定しました。以上で令和 3 年 9 月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局長	それでは、以上で 9 月の定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同、礼。ご苦労さまでした。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

4 番

議事録調整者